

会 議 記 録

会議名称	第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成22年6月28日(月)午後6時03分～午後7時26分
場 所	西棟6階 第5・第6会議室
出席者	委員 長谷川、春原、林、杉山、磯、樋口、若宮、和久井(伸)、 和久井(義)、大林、井山 区側 保健福祉部管理課職員
配布資料	資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱及び委員名簿(平成 22年4月1日現在) 資料2 区内移動困難者の状況(推計)について 資料3 移動サービス供給量の状況(推計)について 資料4 平成21年度 福祉有償運送活動状況 資料5 杉並区移動サービス情報センター報告 資料6 軽介助料に関する実績について
会議次第	1 開会 2 保健福祉部管理課長あいさつ 3 委員・事務局紹介 4 会長あいさつ 5 副会長指名 6 議題 (1)杉並区内における福祉有償運送をめぐる状況について ・区内移動困難者の状況(推計)について ・移動サービス供給量の状況(推計)について ・79条登録団体の21年度活動実績について (2)福祉有償運送団体への新規登録申請の協議 ・「特定非営利活動法人 ケア・セフティー」 (団体要件確認表:事前配付) (3)その他 ・杉並区移動サービス情報センターについて ・軽介助料に関する実績について ・次回運営協議会について 7 閉会

事務局 22年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を開会させていただきます。

それでは、開会に当たりまして、杉並区保健福祉部管理課長、井山から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

井山委員 皆さん、本日もご参集いただきまして、ありがとうございます。

私、この4月に保健福祉部の管理課長となりました、井山と申します。よろしくお願いいたします。

本年度第1回の杉並区の福祉有償運送運営協議会ということでございます。私自身は福祉の分野のいろんなところを回っておりましたので、いろいろ論議があつてここまで来ているというの、お伺いしております。本日につきましても、議題が幾つかございますけれども、実りある協議会となるよう、よろしくお願いいたしますと思います。

事務局 初めての方もいらっしゃると思いますので、一言ずつ自己紹介をしていただければと思います。

(各委員自己紹)

事務局 それでは、改めまして、会長のごあいさつ、それから、引き続きまして昨年度末で副会長であった黒瀬が退任しておりますので、改めての副会長の指名を会長からお願いしたいと思います。

長谷川会長 では、先に副会長の指名をさせていただきたいと思います。保健福祉部管理課長の井山さんに副会長の方をお願いしたいと思います。

(「 よろしく申し上げます 」 の声あり)

(井山委員、副会長席へ移動)

長谷川会長 よろしく申し上げます。

改めまして、会長あいさつということで、話をさせていただきます。長谷川と申します。よろしく申し上げます。

いつからやっているのかなと思って、改めて設置要綱の方を見ましたら、平成17年5月19日付となっておりますので、5年目、足かけ6年、そんなに長いかと思いましたが、なかなか都内で新しく団体を始めるというのは難しい状況があるというふうにお聞きしていますけれども、杉並では一たんちょっと減ったものの、また団体さんもふえたり、あと、相乗りとかも皆様のご協力を得て、特に混乱することなくサービスを提供していただいているということで、これもひとえに、協議会の委員の皆さんの非常に熱心で辛抱強い議論のおかげかと思っております。

今年度もいろいろ、杉並区だけでなく、交通全般について、国の方も変わってくるところがあるかと思えますけれども、そういうものも視野に入れながら協議会の方を進めさせていただきたいと思っておりますので、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、副会長あいさつ よろしいですか。

井山副会長 はい。結構でございます。

長谷川会長 先ほどあいさつの方をしていただきましたので、議題の方に入りたいと思います。

本日、議題としまして、大きく三つ、用意していただいております。

一つ目、「杉並区内における福祉有償運送をめぐる状況について」ということで、よろしくお願いいたします。

事務局 はい。それでは、杉並区におけます福祉有償運送をめぐる状況についてということで、ご説明させていただきます。

事前に配付してございます資料の2番ですね。「区内移動困難者の状況（推計）について」という資料をごらんください。

今現在、杉並区内の総人口は52万7,773人で、昨年に比べ若干減っている傾向にございます。これは22年4月1日現在の数字になってございます。高齢化率は今現在ふえておまして、65歳以上の人間が10万3,700人、19.64%ということで、昨年に比べ、上がっている状況です。

介護認定者数につきましては、総数としまして1万9,178名、この中のうち、1,123名が、今現在、施設に入所されています。次に、身体障害者手帳所持者数、こちらが4月1日現在で1万2,876人です。うち36名が施設入所です。続きまして、愛の手帳所持者、こちらが1,952名です。施設入所者数が134人です。

以上の数字をもちまして、移動困難者の推計をつくらせていただきました。昨年との比較でいきますと、今年は2万4,257人、全区民に対して4.6%となっております。昨年は2万1,552人、4%ちょうどだったところからいきますと、総数で言っても移動困難者が0.6%、全区民に対して上がっている状況です。

供給の実態を、資料3としてお示ししてございます。Aとしまして、「法4条に基づく福祉車両を中心とした個別輸送」、 が「福祉ハイヤーの利用数」、 「患者等輸送限定」です。 は昨年まで杉並区の障害者施策課「借り上げのリフト付タクシーの利用者数」を載せていたんですが、21年度から車いす券・ストレッチャー券というふうな形で、制度改

正をいたしました。その結果、若干数字の方が上がりまして、合計で2万7,553件になってございます。

続きまして、Bですけれども、「福祉有償運送（法79条登録）」です。法律上の分けはないんですけれども、地域型、登録会員を広く募ってやっている団体、施設型、ほぼ運営している施設の利用者限定している団体と、二通りに分けてお示ししてございます。こちらの方、地域型が1万1,121件、それと施設型が1,028件。あわせて1万2,149件の提供がありました。

それと、Cとして、「福祉タクシー券による輸送サービスの供給」です。こちら、備考にありますとおり、1回2,000円として総額から推計しています。こちらが13万3,585件ということで、こちらの方、A、B、C、3件足しまして、17万3,000件です。

以上、2万4,257名の移動困難者に対して、昨年度17万3,000件の利用。これを単純に割りますと、お一人当たり7件、年間7回の外出というふうな状況にありますので、杉並区はまだ移動困難者の移動困難の状況は変わりがないというふうに、以上の資料から読み取れるかというふうに考えられます。

続きまして、資料4「平成21年度福祉有償運送活動状況」。資料3のBにある福祉有償運送の内訳です。資料4の中段に「運送回数」「総数」の合計が1万2,149で、資料3のBの小計と合います。以上、杉並区の福祉有償運送をめぐる状況について説明させていただきました。

長谷川会長 今回の説明につきまして、質問・ご意見等ありましたら、伺いたいと思います。

(なし)

長谷川会長 引き続き79条登録団体の活動実績についてということで、事務局の方からご説明いただきたいと思います。

事務局 それぞれの団体の活動の実績ということでお示しさせていただいております。杉並では地域型ということでご報告させていただいている団体の活動が大分伸びてきておりまして、特に、杉並移送サービス、それから福祉送迎サービス杉並について、運送回数が伸びている状況になってございます。

その他の団体については継続的に活動をしていただけています。

長谷川会長 改めて、その活動実績も含めまして、質問、ご意見などありましたら、お伺いしたいと思います。

(なし)

長谷川会長 そうしましたら、議題の2に移らせていただきます。

福祉有償運送団体への新規登録申請についての協議ということで、特定非営利活動法人ケア・セフティーについて協議したいと思います。

ケア・セフティーの方にオブザーバーとして参加していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

(ケア・セフティー関係者、オブザーバー席へ移動)

ケア・セフティー・松原氏 初めまして。NPO法人ケア・セフティーの松原と申します。よろしくをお願いします。

本日は、本当にお忙しい中、当社の新規登録の申請のため、運営協議会の開催、運営委員の方々を初め、関係各方面の方々に厚く御礼申し上げます。今後ともよろしくお申し上げます。

長谷川会長 よろしくをお願いします。

新規登録申請の内容について、事務局の方からご説明をお願いします。

事務局 はい。こちらの団体は、今現在、針灸・あんま・マッサージを中心とした治療院を中心に活動していきまして、利用者の大半がほぼ福祉車両に限定される方々が中心です。専ら利用者がマッサージを受けるにあたって、かかりつけ医の許可をもらうため、搬送を行うことを想定されているそうです。

それでは、こちらの、お送りしました団体要件確認表をもとに説明させていただきます。

1番としまして、運送主体、団体名、特定非営利活動法人ケア・セフティー、所在地が世田谷区松原6丁目36-12で、本店が松原にございまして、もう一つ上井草の方に治療院があります。世田谷の方でも、8月に協議会が開催される予定です。

代表者は、理事長松原圭子さん。これにつきましては様式1-1をごらんください。それと、団体の定款です。役員名簿、登記事項の証明書をつけております。こちらの内容で、団体についてご理解いただけるかと思えます。

2番目としまして、運送の対象。登録会員、これは20名、22年6月の段階です。資料は参考様式第イ号、こちらの方に、大体の住所と入会年月日、また運送を必要とする理由が確認できます。参考様式第ロ号で登録されている方の身体的な状況を確認できます。そして、利用会員の入会申込書につきましては、添付資料の4のとおりです。

3番目として、運送の形態。様式1-1のとおり、発着のいずれかは杉並区内です。

4番、使用車両は福祉車両1台です。使用権限は団体所有です。

この1台の自動車登録簿は資料5、資料6として車検証、そして、資料7として任意保険の申込書の写しのとおりです。団体のNPOの登録が、6月中旬だったので、個人所有の車両を団体所有に切りかえる作業を行っておりまして、その関係上、任意保険の証書ではなくて申込書を添付しています。

5番目としまして、運転者。運転協力員の人数が4名で、2種の免許取得者は0人です。交通事故、その他、道路交通法違反に係る履歴はなしです。様式第4号のとおりです。運転免許証の内容、それから国土交通大臣が認定する講習修了証、これにつきましては事務局の方で確認しております。運転者台帳並びに運転者証、こちらの方は4名分、事務局の方で確認してございます。

6番目としまして、損害賠償措置。対人、対物ともに無制限です。証書の方がまだできておりませんで、様式第9号の宣誓書として添付しています。

続きまして、7番、運送の対価。運送料金の設定につきましては、距離制というふうな形をとっています。車両が走行した距離が2キロまでは350円。以降1キロまでごとに150円を加算するというふうな形ですね。その他、迎車料金として300円と、軽介助料、15分ごとに250円を加算する形です。また、乗降介助料、1回の運送につき200円を加算、待機料30分ごとに300円を加算、という内容での登録申請です。資料8としまして、利用者の案内をつけていまして、それと、利用者料金比較表、資料の9番で料金表(案)です。その裏には、軽介助の考え方です。

そして、8番目に運行管理体制です。運行管理体制、それから、車両の整備管理につきましては、様式5、様式6、それから参考様式の八号、参考様式二号を添付しています。車両運行規定、安全運転管理者の手帳(写し)です。

事故の対応につきましては、こちらの書式だけになりますが、参考様式ト号、それから苦情処理の対応があった場合、参考様式第チ号としまして、苦情処理簿、こちらの方を備えています。

9番、法令遵守につきましては、様式第二号、宣誓書の方をつけております。

10、その他として、利用者への周知には、資料8の利用案内ですね。

それと、この団体の収支の状況は、資料12、平成21年度予算書それから平成22年度予算書のとおりです。会計が10月から9月末までなので、9月までの間を21年度としてお示ししてございます。10月以降、来年の9月までを22年度の予算書としています。

車両の表示としましては、自動車の両側に運送者の名称、それから有償運送車両の文字、それと登録番号を記載した標章を見やすいように表示するというふうになってございます。自動車内の掲示につきましては、運転者の写真を張りつけた運転者証、参考様式へ号になります。それと、料金に関する事項を旅客が見やすいように自動車内に掲示する。それと、登録証の写しを自動車内に常備する決まりを守りながら、団体運営、安全運行管理に努めていきます。

以上、ざっとではございますが、団体要件の確認表に基づいて、資料の説明をさせていただきました。

長谷川会長 団体の方から、何か補足することがあれば、簡単にお話してください。

ケア・セフティー・松原氏 今、杉並区と世田谷区で患者さんが250人いらっしゃいます。うちはマッサージ資格者が10人で、月に2,000件訪問に回っています。この250人の患者さんがマッサージを受けるためには、医師の同意書を必要としています。3カ月に一度、病名もしくはドクターの判断で1カ月に一度の同意書がないと、療養費払いができないことになっています。マッサージを必要とする状態の方は、身体に障害のある方や筋肉もしくは神経とか骨に異常があって、歩行が困難な方がほとんどですので、通院も大変な思いをされています。当院を始め、介護保険以前からやっていて15年になりますが、私が自分の車両で、完全にボランティアでやっていました。福祉有償運送というのがあるということを知りまして、内閣府のNPO設立の登録して、今回申請したところです。

これで、患者さんの依頼があれば、通院とかいろいろ対応できると思うんですけど、それは無理と思っています。月に80件から90件ぐらいは同意書をもらわなきゃいけない。必ず医師はそのときに患者さんの診察を必要とします。私1人で移送しますので、限界になると思います。

よろしくをお願いします。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。

そうしましたら、説明いただきました資料と内容をもとに、協議を進めます。何か質問がございましたら出していただきたいと思います。

杉山委員 今、説明を聞かせていただきまして、ケアセンターとかヘルパーセンターをやっているのかなと思ったのですが、マッサージということで、よくわかりました。月に80件から90件ぐらいがドクターの所へ行って、同意書をもらわなきゃいけないということですね。利用目的が買い物その他とかいろいろ書いてありますが、1台でやるのはちょっ

と難しいのではないかと思うのですが。

それから、収支予算書があって、福祉輸送の事業については、収入と支出で見ると、支出の方が多いですね。赤字ということで、今後続けていけるのでしょうか。本来のビジネスにそれがうまく優位性が働くからということだと思いますが、それは大変ではないかと思えます。そういうことについてお聞きしたいと思えます。

三つ目は、要介護5の方が1人いらっしゃいますね。使用車両が軽自動車ですね。要介護5というと、多分付き添いが必要で、ストレッチャー対応または車いすとも思うのですが、軽で十分にやっていますでしょうか。それとも、実績があって大丈夫なんでしょうか。三点お話を聞きたいです。

ケア・セフティー・松原氏 はい。最後の要介護5の患者さんは車いすにお乗りになることは可能です。完全にストレッチャー対応の患者さんももちろんいらっしゃいます。全然、体を曲げることができない方は、当方の車両では無理だと思います。

それから、収入と支出に関しては、まだ始めていないのでわからないのですが、感触としてはかなり厳しいなという感じはあります。患者さんに非常に喜んでいただいている、これで継続できたらなという思いもあります。私はケア・セフティーの代表取締役をやっています、移送で会社のバックアップができれば、このまま会社も継続できる見通しがあります。

あと、通院だけではなくて、旅行に行きたいとか、どこかに買い物に行きたいとかいうこともよく言われますので、会員になっていただいて、それが可能ならば対応させていただきたいとは考えています。

長谷川会長 ありがとうございます。

林委員 ケア・セフティーさんへの質問ではないのですが、NPOが集客を目的として、形式上の形を整えれば、今後、いろいろな業者が、ある目的を持ってサービスをどんどん発展させることが想定される。それはいいことなのかもしれないが、変なことなのかもしれない。

ケア・セフティーさんがどうこうじゃなくて、ちょっとひっかかった点だけ申し上げると、一つには施設型と地域型との違いで言うと、一種の施設型の分類で、特定の治療院の利用者に限定するというに近い。以前に、お寺の方が便宜を図ってお客さんを四国めぐりさせた例があったと思う。そうしたら、訪問マッサージとか訪問歯科が、似たような旅行サービスもつけてさしあげますよということになったら、有力な宣伝の一つにな

る。そういったことを考えたときに福祉有償運送の本来趣旨に照らしてどうなるのかなと
いうこと。それと透析の病院は、こういうやり方でNPOを全部つくればいいわけじゃな
いですか。でも、実際は作らないです。なぜかという、杉山さんがさっきおっしゃった
ように、実は厳密に言うと、多分黒字にならないのですよ。だから、つくらないと思いま
す。それでなかったら、福祉有償運送はいらないはずですよ。今回はセフティーさんのこれ
を認めるかどうかということで、形式上は何も問題なく認めることができるだろうと思
います。認めることに、私は反対しません。だけど、この1件を認めた場合に、今後こうい
った展開がどんどん広がっていくのでは無いでしょうか。それは果たしてこの福祉有償運
送を考えたときに、好ましいことだろうか、本来の目的だろうかというふうなことを、ち
よっと考える必要があるのではないかと思います。

それと、もう一つ、意見書の問題をめぐる、いろいろあります。訪問マッサージの
方たちが、書いてくださる先生のところ利用者さんを連れていくというふうな これ
がいいか悪いかという問題ではなくて、実はそういったさまざまな営業上の問題が絡んで
くる事柄でもあるので、この件に関しては本当にいいのかなと思います。

以上です。

長谷川会長 はい。ありがとうございました。特に、団体さんに意見を求めるというこ
とではなかったとは思いますが。

林委員 この会のあり方とか、施設型なのか、地域型なのかとか。

長谷川会長 施設型、地域型は、杉並で便宜上そういうふうに、たまたま団体もいろい
ろあり、分けられるということもあって整理されているものです。杉並の場合、施設型は、
そこを利用していない人は登録するかしらないか、協議の経緯があって、今、施設型に分類
されているところは、原則としてはその利用者さん以外は利用していないという実態に
なっていますね。

国土交通省の方で登録する段階では、その違いをはっきりさせて書類を出すということ
ではないので、協議が整って実際に運行していただくときには、別に、そこを利用してい
ない会員の方をお乗せしても構わないということですよ。

資料8の方は、法人の会員の方というだけで、治療しているかどうか条件ではないと
受け取れる資料だと思います。ただ、これは患者さんに向けてお配りになったものなので、
前提としてそこを利用されている方にしか、配っていないと思いますけれども。というこ
とですよ、資料8は。なので、今、林委員にご指摘いただいたようないろいろな問題が

あるようですが、また、機会があれば協議会の方でも考えてみたいと思います。

では、団体の方に戻りまして、何かほかにこの団体の内容について協議が必要な点がございましたら、出していただきたいと思います。

杉山委員 もう一ついいですか。運賃料金のところは、今までの団体を踏襲して出されているようですから、これはそれでいいと思いますね。前日のキャンセルとか当日の時間の前のキャンセルだとか、そういうことは書いていないですけど、それは無料ですか。

ケア・セフティー・松原氏 そうです。

杉山委員 もう一つ、1台で、ドクター回りをやるとかいろいろ今お話があったんですが、世田谷もということですから、これから数が多くなっていくと、2台とか3台とかやれますか。

ケア・セフティー・松原氏 まず、この1台だけです。私のできる範囲はできますけど、それ以上はちょっと経営的にも難しいと思います。台数をふやすということは、この1年を見て対応させていただきたいと思っています。

それから、自分の治療院の患者さんをご希望される方は会員になっていただいて、対応しますが、杉並区の「もび～る」、世田谷区の「そとでる」にも載せて、私に対応できれば、会員になっていただいて、対応したいと考えています。

長谷川会長 ありがとうございました。

私の方から一つ質問がありますが、運転予定者名簿の方には4名書かれているので、今のご説明は、基本は松原さんがやるんだけど、何かのときには、もちろんこのほかの方もということですよ。

ケア・セフティー・松原氏 そうですね。私が病気になったり、けがをしたり、何かとんでもない用事で患者さんをお連れしなきゃいけないときには、当NPO法人の社員が行います。

長谷川会長 わかりました。

ほかに、何か協議が必要な点はございますか。

(なし)

長谷川会長 ないようでしたら、ケア・セフティーの松原さんには、ちょっとこれから協議の方をまとめますので、一たん戻っていただいて。ありがとうございました。

ケア・セフティー・松原氏 ありがとうございました。

(ケア・セフティー関係者、傍聴席へ移動)

長谷川会長 そうしましたら、今ご協議いただきました特定非営利活動法人ケア・セフティーにつきまして、新規登録申請の協議についてですけれども、特に反対がないようでしたら、協議整ったということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

長谷川会長 ありがとうございます。

では、幾つか、例えば、保険証ができたのを見せていただくとか、実際に利用者の方にお渡しするようなパンフレットとか、そういったものについて事務局の方で確認していただいて、進めていただくことにしたいと思います。よろしくをお願いします。

議題の3、杉並区移動サービス情報センターについてということで、センターの方からご説明をいただきたいと思います。

移動サービス情報センター長 お世話になっております。杉並区移動サービス情報センター、もび～るの秋山と申します。

前々回の協議会の報告以降のセンターの活動についてご報告いたします。

今、協力事業者の数は、資料5の、45事業者ということで、5月末の数字になっております。前回は42事業者でした。福祉限定さんの数が29から32になりました。新規で開業された事業者が3つふえています。それと、介護保険事業者のタクシーが1ふえて、自立支援法対応の事業者が1減っているということで、プラス・マイナス・ゼロというような動きがございます。

2番で、前回以降のセンターの主な活動ですけれども、今年度も引き続き区民への周知ということで、各地域区民センターのお祭りの方へ出かけてまいりまして、お話をしているところです。また、すぎなみ移動カフェということで、年に2回企画をしておりますが、これは3月、前年度分ですけれども、「コミュニティバスを考える」というテーマで開催しております。

また、第1回の実業家連絡会が5月19日に開催しております、今年度から4カ月に一遍の開催予定となっております。今回は福祉事務所の職員の方においでいただいて、生活保護を受けていらっしゃる方の通院の交通費についてのお話をいただきました。生活保護の方で高齢の方たちがふえているということで、ケアマネジャーさんのお問い合わせがあり、このテーマを設定しました。またケアマネジャー対象のミニセミナーということで、6月23日に開催しております。こちらは昨年度、秋と春に合計3回開いておりますが、ケアマネジャーさんの異動者を主たる対象に、18名の方にご参加いただいて、開催しました。

それから、ガイドブック。第4訂版ということで、新しくふえた事業者さんのデータも加えて、配付が始まっております。

また、もび～る通信、このガイドの発行に合わせて5月に発行いたしまして、400部、ケアマネジャーさんたちの事務所に広報しております。

また、3月の時点でホームページに相談フォーム、取次フォームという新しいページをつくりまして、発語が難しい方あるいはスケジュール的に日中にお電話をいただけないような方からでも相談いただけるような窓口を設置いたしました。

3番として今後の予定ですが、7月21日、すぎなみ移動カフェをまた開きます。今回は「あんしん安全な施設送迎」ということで予定しています。施設送迎というのは自家輸送の範囲ですので、研修の義務づけがないのですが、安心して安全な施設送迎を目指し、福祉車両を扱う移動の資源として、この辺に関してもテーマを設けてみたいということで計画しております。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

今の説明について、何かご質問、ご意見ございましたら、いただきたいと思います。いかがでしょうか。

(なし)

長谷川会長 では、引き続きよろしく申し上げます。ありがとうございました。

では、続きまして、その他の二つ目としまして、軽介助料に関する実績ということで、事務局の方で資料としてまとめていただいたことについて、ご説明いただきたいと思えます。

事務局 はい。昨年度末、2月、3月と、皆さんにご協議いただいていた件でございます。実際に4月以降活動されてきて、まだ2カ月というところの集計ですので、今回についてはこんな状況になっていますということで、参考にお配りさせていただいております。一応、見方としましては、議論が大分あった透析通院の実績がどうなのか、それから、それ以外に通院として必要な事案がどの程度あるのか。それから、その他、買い物とか墓参りといった社会生活において必要な軽介助というのがどの程度あるのかということ、15分刻みということで、各団体さん、これまでの実績をお出しいただいたものでございます。

ただ、1点、福祉送迎サービス・杉並さんにつきましては、実際に料金を取り始めたのが5月からなので、5月、1カ月分のみの実績です。

実人員というのは、対象者の方が何名いらっしゃるか、それから、トリップ数というのは、いわゆる延べ数ということで、件数を表示させていただいております。

特に、各団体とも60分以上というような、透析以外の通院ですとか、その他というものが資料の中にも入っております。特に、透析以外の通院で時間がかかっているものというのは、やはり病院内一連の動きを全部付き添ってくれというようなオーダーを受けて、車を降りた後、病院の受付へ行って、診察にも付き添って、最終的に会計をして、車まで戻ってくるというようなことの依頼が、やはり出てきているという状況のようでございます。

それから、その他の部分につきましても、やはり買い物のニーズというのが出てきているということで、買い物の付き添い・介助というようなことで、1時間以上の実績がこういう形で出てきているというようなご報告をいただいております。

簡単ですが、私からは以上です。

長谷川会長 ありがとうございます。

そうしましたら、委員の中に報告いただいた団体の方がいらっしゃいますので、今の事務局の説明に加えて、実際にやっていただいて気づいた点など何かありましたら、補足で説明いただければと思います。

若宮委員 杉並移送サービス、若宮でございます。

前回、前々回、いろいろご議論をいただきまして、最終的には、私ども30分までの介助を1ユニット、1単位として、500円という形でご了解をいただいております。

今見ておりまして、私ども実際に全体の192件の中で透析の件数というのが156件でございます。実際にはかった段階では、15分未満というのは1件もございませんでした。透析が早目に終わるということは、この2カ月の中のケースではなかった。車をとめて、現場での、いわゆる見守りといいますが、そのために用意した時間が入っておりますので、実際の介助時間としてはちょっと違うかもしれませんが、待ち時間等を含めると、やはり、15分未満の件数というのは1件もございませんでした。逆に、30分を超える透析の介助というものも、ありませんでした。実際には、すべてが15分から30分で終わったというのが実情でございます。

その他、透析以外の通院、それからその他については、今、事務局の方からご説明があったとおりだと思います。

以上でございます。

長谷川会長 ありがとうございます。

前回、前々回の協議会でお認めいただきました内容について、協議会の方でもいろいろ実態をフィードバックしていただいて、また考えていきたいということでしたので、今回こういう形で報告をいただきました。

また、1年とか、もしかしたら季節変動とかもあるかもしれないので、また報告いただいて、協議会の方でも考えていきたいと思っております。

杉山委員 今、この表を見せていただいて、とてもうれしかった。この前、15分単位でやってほしいというお願いをいたしました。今お話を聞いていたら、移送サービスさんは1件もなかったということでした。透析が15分以上かかるからという話ですが、どうもそれは待ち時間が入っているのではないですか。軽介助ですから、待っているのはあくまでも待ち料金だし、看護師さんではないのだから付き添う必要はないはずです。ちょっと、今の言葉じりをつかまえるようで申しわけないんですが、ちょっとそれはおかしいなと話を聞いていて思いました。ほかの団体はありますよね。「その他」も、おでかけサービスさんは、どういう案件かわかりませんが、5件、15分以内というのがありますし、言葉をちょっと強く言えば、移送サービスさんのは作威的な表ではないか、言い過ぎかもしれませんが、私はそういうふうに感じました。

私は1年というのは仕方がないなと思います。こういう報告をずっと追っかけていってみたいと思います。今度の団体さんも15分でやってくれたんですね。区の統一性とか考えると二つあるのは、私はもうおかしいと思っています。今すぐということじゃなくて、1年たったときに、皆さんの中で議論すればいいじゃないですか。また、それを追っかけさせてください。お願いいたします。

長谷川会長 ありがとうございます。

ここでまた何か協議をするわけではないですけども、軽介助料について、やっぱりその他15分というのはどういう理由なのかなと思いました。つまり、車がないとできないことでもないのかもしれないなという感じもします。

あと、今度は逆に、病院にちょっと連れて行って、意見書をという、車でなくてもいいんだけど、車がないためにそこができないという話でしたよね。協議会の団体要件の中には出てこない部分ですけども、また、こういう報告していただく機会などに、いろいろご意見もいただけたらなというふうに思っております。よろしく申し上げます。

では、その他、最後、次回運営協議会についてということで はい、どうぞ。

林委員 一つだけ、先ほどのことについて。ずっと前に確認したのですが、再確認させてください。

例えば、仮に有料老人ホームが、自分のところの車を使って利用者を通院させて、全部付き添いも含めて介助するとします。要するに、移送込みで介助する場合というのは、移送込みで通院付き添い料を設定する場合には、福祉有償運送団体登録をやらなくて済むということでもいいですか。

杉山委員 何か診察券を出しに行くとか、病院まで付き添っていくといったことですか。

林委員 そうではなくて、要するに、移送にクローズアップしないで料金を設定するというので、移送以外の料金設定だったら多分成立しますよね。その確認だけです。

春原委員 施設の利用と車を使うことが全くどちらも変わらないということであれば、実質その対価が含まれていないので、自家用の範疇となります。車を使っても使わなくても、施設を利用すれば皆さん一緒の料金設定ですということであれば福祉有償運送とは関係ありません。これとは違って、車を使ったことによって料金発生しますよということであれば、対価として見られる可能性はあります。

林委員 例えば、近い病院に介助者が付き添って歩いて行ったとします。その場合、例えば、1時間について3,000円いただくとします。また別に、車を使って付き添って駅前まで行った場合についても3,000円いただくというルールだったら、問題ないということですね。

春原委員 そうです。それが例えば、4,000円とか変わってくれば、その差が問題です。

林委員 そこにガソリン代とかをつけちゃいけないということですか。

春原委員 そうですね。

林委員 わかりました。

春原委員 ガソリン代も、厳密に言うと、満タンにしておいて、使った分だけ補充して返すだとか言うこともだめです。もっと言うと、その日のガソリン代が幾らというのが調べられますので、それをもとに何リッター使ったか分かります。一概に100円とか200円と設定する場合は、実費ではないという議論があります。

林委員 なぜそんなことを確認したかということ、ケア・セフティーさんのような事業者はたくさんあります。もし、似たようなほかの業者が、サービスを特化したら、これで利用者を増やすために、移送込みの料金設定がふえてくるということも予想されると思ったのです。他にも、こういう移送という方法をとらないで、主治医意見書取得援助料みたい

なものを勝手に設定して、経営者の車を使って行っても、歩いて付き添っても、一律である分には問題にならないということですか。

杉山委員 ちょっと。歩いていってはいけませんよ、移送ですから。

林委員 移送を行って取る場合としてどうでしょう。

杉山委員 前提として、運賃があって、その他は料金ですね。運賃がおおむね2分の1で、その他というのは実費の範囲内とされています。それが軽介助とか今言っている料金の部分です。

林委員 だから、協議会で認めたものは全部そうですけど、協議会を通らないで、独自のやり方でやるということは可能かどうか確認したのです。移送という形を通らないでね。それをやる事業者があらわれるかどうかは別ですけど。

杉山委員 車が前提じゃなきゃ、だめですよ。移送ですから。それが運賃で。それから、今言っている部分は実費ではなく料金ですよ。

林委員 はい。もちろん、もちろん。

杉山委員 ですから、その他の料金というのは実費の範囲内とされている部分が、乗降介助だとか、いろんなサービスということです。そこは実費に入らないならいいでしょうということです。移送が無く、そこだけ特化しちゃ、だめですよ。それはもう、歩いていってなんていうのは看護師さんだとか、ヘルパーさんの仕事です。

長谷川会長 福祉有償運送運営協議会で協議する内容としては、そういう解釈になるかと思いますが、一般的な議論としても、やっぱり別の問題がいろいろ発生してきます。例えば事故が起こったらどうなるのかということが起こってくるので、ちゃんと手続をしてもらった方が、車を一部でも使うということを前提とするのであれば、協議をとっていただいた方がいいですよ。というふうに思いますけれども、どうでしょう。

林委員 正式ルートとしてはそれでいいと思います。ボランティアでやるよりかは、事故の問題とかいろんなことがありますから。

長谷川会長 そうですね。何かそういう事業者さんが、割と軽い感覚で同じ料金であればできるというぐらいの理解だと、やっぱり事故対応とかまできちんとできているかなというのが心配ですよ。

林委員 もちろん、もちろん。

長谷川会長 直接、協議の内容ではないですけども。そうですね、まず、区の方に相談があるかと思いますが。ただ、最初の相談窓口が区でなく、委員にご相談があるかもしれ

ないので、庁内でもいろいろ情報交換していただけたらなというふうに思います。

磯委員 重ねた話になるのですが、先ほど透析で30分かかるといってお話もありましたが、透析以外でのケースというのも考えられるので、私も継続的にその15分という刻みが検討されることを希望します。今回のケア・セフティーさんも15分で出されていて、幾つか種類があるのも、違和感があります。

長谷川会長 わかりました。ありがとうございました。

では、ほかによろしいでしょうか。

(了承)

長谷川会長 では、その他の最後としまして、次回の運営協議会についてということで、事務局の方からお話しいただきたいと思います。

事務局 はい。次回の運営協議会について、特に新規の団体等が出てこなければ、今年度更新が、年末に1団体、年度末に3団体予定しております。

また日程等につきましては、改めてご連絡させていただきたいと思います。

以上です。

長谷川会長 ありがとうございました。

何か、特にございますでしょうか。

(なし)

長谷川会長 ないようでしたら、これで平成22年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を終わりにさせていただきます。どうもありがとうございました。

第 1 回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

保健福祉部 管理課長挨拶

委員・事務局紹介(資料 1)

会長あいさつ

副会長指名

[議 題]

- 1 杉並区内における福祉有償運送をめぐる状況について
 - ・ 区内移動困難者の状況(推計)について(資料 2)
 - ・ 移動サービス供給量の状況(推計)について(資料 3)
 - ・ 79 条登録団体の 21 年度活動実績について(資料 4)
- 2 福祉有償運送団体への新規登録申請の協議
「特定非営利活動法人 ケア・セフティー」
(団体要件確認表:事前配布)
 - ・
- 3 その他
 - ・ 杉並区移動サービス情報センターについて(資料 5)
 - ・ 軽介助料に関する実績について(資料 6)
 - ・ 次回運営協議会について

[資 料]

- ・ 資料 1 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱及び委員名簿(平成 22 年 4 月 1 日現在)
- ・ 資料 2 区内移動困難者の状況(推計)について
- ・ 資料 3 移動サービス供給量の状況(推計)について
- ・ 資料 4 平成 21 年度 福祉有償運送活動状況
- ・ 資料 5 杉並区移動サービス情報センターについて
- ・ 資料 6 軽介助料に関する実績について

杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱

平成17年5月19日
17杉並第10179号

改正 平成19年3月19日杉並第84245号
改正 平成19年3月19日杉並第84257号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)は、道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)及び道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号。以下「省令」という。)の規定に基づき、移動制約者を対象とした特定非営利活動法人(以下「NPO」という。)等による福祉有償運送の必要性及び旅客の安全及び利便の確保に係る方策等を協議するため、杉並区福祉有償運送運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新及び法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関すること。
- (3) 移動制約者の利便性向上及び福祉有償運送事業者に対する支援策等の検討をすること。
- (4) 前三号のほか、福祉有償運送について必要と認められること。

(構成)

第3条 協議会は、区長が任命又は委嘱する別表に掲げる協議会委員(以下「委員」という。)で構成する。

2 委員は、前条に掲げるすべての協議に関与する。ただし、区内福祉有償運送団体の代表は、自らの団体に対する前条第1号及び第2号に関する議事の決定には関与しない。

3 委員の任期は2年とするが、再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職を代行する。

(協議等)

第5条 協議会は会長が招集し、委員の半数以上の出席をもって成立する。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときには、会長の決

するところによる。

(協議会の公開)

第6条 協議会は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(意見聴取)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見又は説明を聴き、若しくは必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、保健福祉部管理課に置く。

(委託)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営方法その他必要な事項については、別途協議の上、決定する。

附 則

この要綱は、平成17年5月19日から施行する。

附 則(平成19年3月19日杉並第84245号)

この要綱は、平成18年10月1日から適用する。

附 則(平成19年3月19日杉並第84257号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

杉並区福祉有償運送運営協議会委員

関東運輸局東京運輸支局長の指名する職員	1名
公共交通に関する学識経験者	2名以内
福祉有償運送の利用が想定される区民の代表	2名以内
区内一般旅客自動車運送事業者	1名
一般旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表	1名
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表	1名
区内福祉有償運送団体の代表	2名以内
区長の指名する関係課長	4名以内

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成22年4月1日現在)

役職	氏名	所属等
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学 教授
委員	春原 和洋	国土交通省 関東運輸局 東京運輸支局 輸送担当 運輸企画専門官
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
委員	林 史子	杉並区居宅介護支援事業者協議会 会長
委員	杉山 錬秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 専務取締役
委員	鈴木 代侖和	交通労連・東京ハイタク労連 執行委員長
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人 おでかけサービス杉並理事長
委員	若宮 恒徳	特定非営利活動法人 杉並移送サービス理事長
委員	和久井 伸男	保健福祉部障害者施策課長
委員	和久井 義久	保健福祉部高齢者施策課長
委員	大林 俊博	都市整備部交通対策課長
委員	井山 利秋	保健福祉部管理課長

敬称略

(任期：平成23年3月31日まで)

区内移動困難者の状況(推計)について

資料 2

平成22年6月28日

総人口 527,773人(H22年4月1日現在)

高齢者率 19.64%(65歳以上 103,700人)(H22年4月1日現在)

介護認定者数 19,178人(H22年3月31日現在)

内訳)・要支援1 3,014人 ・要支援2 2,421人 ・要介護1 2,946人
 ・要介護2 3,414人 ・要介護3 2,636人 ・要介護4 2,428人
 ・要介護5 2,319人
 (うち施設利用者 1,123人)

身体障害者手帳所持者 12,876人(H22年4月1日現在)

内訳)・肢体 6,526人 ・内部 4,164人 ・視覚 1,004人 ・聴覚 914人
 ・音声言語 268人
 (うち施設入所者 36人)

愛の手帳所持者 1,952人(H22年4月1日現在)

内訳)・1度 53人 ・2度 563人 ・3度 584人 ・4度 752人
 (うち施設入所者 134人)

移動困難者の推計

	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者(合計)
高齢者 (H22.3時点)	要介護3以上(施設を除く) 6,260人	要支援・要介護1・2 11,795人	18,055人
身体障害者 (65歳未満、 H22.4時点)	肢体不自由・内部障害1 ~3級(施設を除く) 3,360人	肢体不自由・内部障害1 ~3級以外、視覚障害 1,024人	4,384人
知的障害者 (H22.4時点)		愛の手帳所持者(施設 を除く)1,818人	1,818人
合計	9,620人(1.8%)	14,637人(2.8%)	24,257人(4.6%)

移動サービス供給量の状況(推計)について

A 法4条に基づく福祉車両を中心とした個別輸送

輸送の種類	供給量	備 考
福祉ハイヤー	約 5,000 件	H18 年度事業者調査(2 社)にて、杉並区民分を、杉並交通 7,000 件/月(8 台)の半分、宮園 4,000 件/月(12 台)の 1/3 として想定
患者等輸送限定 (介護タクシー)	5,033 件	H21 年度 車いす券 4,852 件 " ストレッチャー券 181 件
患者等輸送限定 (訪問介護事業者)	約 17,520 件	H18 年度事業者調査(6 社)にて、月あたり合計 1,460 件
小 計	約 27,553 件	

B 福祉有償運送(法79条登録)

輸送の種類	供給量	備 考
福祉有償運送(地域型)	11,121 件	H21 年度 3 団体分(一部セダン車を含む)の実績
福祉有償運送(施設型)	1,028 件	H21 年度 2 団体分(一部セダン車を含む)の実績
小 計	12,149 件	

C 福祉タクシー券による輸送サービスの供給

輸送の種類	供給量	備 考
法4条・一般乗用 一般タクシー	約 133,585 件	福祉タクシー券利用状況から 1 回 2,000 円と想定して推計(H21 年度) ・ 延受給者 6,346 人 ・ 支払額 2 億 6,717 万円(一人平均 4.2 万円利用)

供給量の合計(A + B + C) 約 17 万 3 千件

平成21年度 福祉有償運送活動状況

項 目		特定非営利活動法人 おでかけサービス 杉並	特定非営利活動法人 杉並移送サービ ス	特定非営利活動法人 福祉送迎サービ ス・杉並	地域型小計	社会福祉法人 いたるセンター	社会福祉法人 サンフレンズ	施設型小計		
利用 会 員 の 状 況	登録会員	総数(人)	115	104	77	296	393	41	434	
		うち区民(人)	114	102	74	290	380	41	421	
		うち区民以外(人)	1	2	3	6	13	0	13	
		区民率(%)	99.1%	98.1%	96.1%	98.0%	96.7%	100.0%	97.0%	
	移動制約者等 の内訳		要支援・要介護(人)	92	81	37	210	0	41	41
			障害者手帳所持者(人)	20	23	27	70	393	0	393
			その他(人)	3	0	13	16	0	0	0
運転協力員の状況		総数(人)	17	17	16	50	13	9	22	
		うち2種免取得者(人)	2	4	1	7	1	2	3	
活 動 実 績	稼働日数(日)		307	360	334	1,001	238	66	304	
	運送回数	総数(回)	1,230	6,535	3,356	11,121	921	107	1,028	
		うち2名相乗り(回)	77	0	205	282	218	0	218	
		うち3名相乗り(回)	0	0	0	0	26	0	26	
	運送人員(人)		1,307	6,535	3,561	11,403	1,191	87	1,278	
	運送の対価(円)		2,564,101	5,627,000	3,284,530	11,475,631	604,610	58,320	662,930	

その他の対価（円）	587,258	3,267,500	1,759,000	5,613,758			0
対価キロ（Km）		30,639	19,260	49,899	9,520	299	9,819
対価時間（時間）	1,134			1,134			0
事故発生件数（件）	1	0	0	1	0	0	0
苦情受付件数（件）	0	0	0	0	0	0	0

総計
730
711
19
97.4%
251
463
16
72
10
1,305
12,149
500
26
12,681
12,138,561

5,613,758
59,718
1,134
1
0

杉並区福祉有償運送運営協議会 団体要件確認表

項目		団体の状態	添付資料	
1	運送主体	団体名 特定非営利活動法人 ケア・セフティー 所在地 世田谷区松原6丁目36番12号 代表者 理事長 松原 圭子	(様式第1-1号) 自家用有償旅客運送登録の申請書 定款 役員名簿 登記事項証明書	
	2	運送の対象	登録会員 20人 (平成22年6月登録) (参考様式第イ号) 旅客の名簿 (参考様式第ロ号) 身体状況等、態様ごとの会員数 利用会員入会申込書	
	3	運送の形態	発着のいずれかは杉並区内 (様式第1-1号)	
4	使用車両	福祉車両 1台 セダン型車両 使用権原 福祉車両は運送主体所有1台	自動車登録簿 車検証(写) 任意保険申込書(写)	
	5	運転者	運転協力員人数 4人 普通第二種免許所持者数 0人 交通事故その他道路交通法違反に係る履歴 なし (様式第4号) 運転者就任承諾書 兼就任予定運転者名簿 (参考様式第ホ号) 運転者台帳 (参考様式第ヘ号) 運転者証 運転免許証(4人)及び国土交通大臣が認定する講習修了書(4人)については、事務局が確認済	
		6	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限 (様式第9号) 宣誓書 自動車登録簿 車検証(写) 任意保険申込書(写)
7		運送の対価	【利用者負担額】 車両が走行した距離が2kmまでは350円。以降1kmごとに150円を加算する。 その他迎車料金として300円と軽介助料15分ごとに250円を加算する。 乗降介助料1回200円を加算。待機料30分ごとに300円加算。 利用案内 利用料金比較表	
8	運行管理体制	(様式第5号) 運行管理の責任者 就任承諾書 (様式第6号) 運行管理の体制等を記載した書類 (参考様式第八号) 安全な運転のための確認表 (参考様式第二号) 乗務記録 (参考様式第十号) 事故の記録 (参考様式第十号) 苦情処理簿	車両運行規定 安全運転管理者の手帳(写)	
	9	法令遵守	(様式第2号) 宣誓書 のとおり	
	10	その他	利用者への周知 利用案内 収支状況 平成21年度予算書・平成22年度予算書のとおり 車両の表示 ・自動車の両側面に「運送者の名称」、「有償運送車両」の文字、「登録番号」を記載した標章を見やすいように表示する。 自動車内の掲示 ・運転者の写真をはり付けた運転者証(参考様式第ヘ号)、料金に関する事項を旅客がみやすいよう自動車内に掲示する。 ・登録証の写しを自動車内に常備する。	

* 団体関係資料は協議後に回収させていただきます。
 また、団体に帰属する詳細な情報ですので、取扱いには、十分ご注意ください。

杉並区移動サービス情報センター報告

平成22年6月28日

1 相談・取次実績報告（別紙）

協力事業者数...45事業者（平成22年5月末現在）

福祉有償運送団体	3
福祉限定事業者	32
介護保険事業者タクシー	4
福祉ハイヤー	3
一般タクシー	3

2 前回運営協議会で報告した以降のセンターの主な活動

- ・区民への周知
 - ▷地域区民センターまつりでの相談コーナー設置
（西荻窪・高井戸・和田・ハーモニーまつり・セッションまつり）
- ・すぎなみ移動カフェ「コミュニティバスを考える」（3月14日）
- ・第1回事業者連絡会（5月19日）
 - 福祉事務所荻窪事務所・保護第一係長 小巻恵理子氏の話、
及び参加ケアマネ・包括支援センター職員との懇談（利用者懇談会と兼）
- ・ケアマネジャー対象のミニセミナー（6月23日）
 - 「外出がむずかしい方の交通手段～杉並区の移動サービス」（15事業者18名参加）
- ・おでかけガイドブック4訂版発行（5月 2000部）
 - バインダー版も作成、希望者に随時配布
 - ケア24センター長会議にてガイド配布等関係スケジュール周知
- ・もび～る通信発行 5月発行 8号（400部）
- ・ホームページに相談フォーム・取次フォーム設置（3月24日）

3 今後の予定

- ・すぎなみ移動カフェ「あんしん安全な施設送迎」（7月21日）

杉並区移動サービス情報センター2009年度活動実績

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
協力事業者数	月末事業者数	38	38	38	39	39	39	40	41	42	42	44	43		
相談・情報提供	相談件数	64	65	107	76	68	91	90	72	80	61	70	90	934	
	重点取組	リフト付タクシー事業変更												2生活圏(なのはな・こすもす)利用時間延長に伴う移動手段相談	
	情報収集		新型インフルエンザ対応/精神障害者の交通手段(保健センター)			精神障害者の緊急移送(都立松沢病院)				料金体系の確認(東京運輸支局)					
取次	実施件数	18	20	28	25	21	21	20	33	30	22	23	28	289	
	重点取組		取次配信に関するアンケート		取次ルール確認			サーバー切り換え後のメールシステム再構築							
	事後ヒアリング(事業者)	5	9	15	5	9	4	1	4	10	13	14	11	48	
	事後ヒアリング(利用者)				2	11	12	4	1	4	3	2	2	81	
ヒアリング	福祉交通事業者	1			3			3	2	1	2	3	2	17	
	利用者/支援事業者/区関連部署		33	1		62	1	50		12	3	35	2	199	
関連団体等との連携			全国個人タクシー協会訪問												
広報活動	リーフ			新リーフ校正・入稿	新リーフ2000作成	区障害施策リーフの作成		新リーフ増刷4000部	高齢者ディスプレイ利用者用チラシ620部作成配布						
	ニュースレター		もびーる通信4号発行600部			もびーる通信5号発行500部		もびーる通信6号発行300部			もびーる通信7号発行400部				
	ホームページ作業内容	リフト付タクシー 昨年度実績/タクシー券リスト掲載	事業者データ修正作業	相談フォーム検討	年度情報更新/相談フォーム打合せ	サーバー変更の検討	移行作業					相談・取次申込フォームの確認	相談・取次申込フォームの開設		
	ブログ	3	5	5	6	3	2	7	3	4	4	4	4	50	
	ホームページ訪問者数	1130	1626	1469	1489	1445	1787	2551	2157	2026	2131	2032	2612	22455	
	おでかけガイド	改訂作業	改訂版発行2000部				追加情報シート作成		追加情報シート作成		追加情報シート作成	事業者詳細シート作業	更新用データファイル作成/ガイド改訂準備	「バインダー用事業者情報完成/ガイド改訂作業」井欄橋江市よりガイド用相談	
	外部広報媒体活用等(会報・リーフ等)	免疫療法の会リーフ					広報すぎなみ原稿		広報すぎなみ/あきらめない10月号/区・NPO支援センター・社会福祉協議会HP	光明特別支援学校「はーとねっとわーく」	あきらめない11月号				
イベント	セミナー	鎌田賢氏講師依頼		ケアマネ研修「外出がむずかしい方の交通手段」(2回開催)	鎌田賢氏実行委員会	鎌田賢氏実行委員会 / 後援依頼/ポスター・チラシ作製	会場下見/鎌田賢氏実行委員会	外部広報/運動企画参加依頼/会場下見/実行委員会	ケアマネ研修「外出がむずかしい方の交通手段」/実行委員会 / 鎌田賢氏講演会162名参加						
	移動カフェ				企画検討/講師依頼	参加呼びかけ活動	9/19「子育て支援としてのドアツードアサービス」20名参加					参加呼びかけ開始	3/14「コミュニティバスについて考える」20名参加		
	外出企画						あえる倶楽部との意見交換								
	外部イベント	センター周知イベント活用/高井戸地区民センターまつり/わいわい和田まつり		セッションまつり(2日間)/西荻地区民センター運動企画講演会	荻窪/永福和家地区民センターまつり/読本不自由児父母の会/クア24西荻あんしんネットワーク定例会/井草地区民センターコミュニティ部会		井草地区民センターまつり/クア24南荻窪あんしんネットワーク/旧リーフ区敬老の集いで配布(約2000部)	高井戸地区民センター秋まつり/障害者団体連合会定例会/クア24高円寺家族介護教室	阿佐谷地区民センターまつり/介護の日イベント/うえるフェスタ実行委員会				下井草ふれあいの家族介護教室/杉並区福祉会定例会	まちづくり博覧会/西荻地区民センターまつり	
事業者連絡会	日程・内容	4/14参加者11名/協力事業者「08年度実績報告/09年度計画/ガイド改定/リフト付きタクシー事業変更/職員紹介			7/23参加者12名/講演「障害者の移動支援を考える」/協力事業者/活動実績報告/取次アンケートの結果及び提案/ホームページ相談・取次フォーム/今後の予定			10/26参加者9名/協力事業者/活動実績報告/メールシステムの変更/高齢者外出支援サービス/今年度行事予定/現在の課題について意見交換				2/10参加者20名/医療ソーシャルワーカーからみた移動サービス/協力事業者/活動実績報告/利用者ヒアリングのフードバック/メールシステム変更後の進捗の有無/今後の予定		0	
	部会														
センター懇談会	日程・内容				1									1	
会議	センター運営会議	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	センター会議	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	24	
	その他		福祉有償運送団体連絡会		福祉有償運送運営協議会		福祉有償運送団体連絡会		福祉有償運送団体連絡会	福祉有償運送団体意見交換会	福祉有償運送団体連絡会	福祉有償運送運営協議会	福祉有償運送運営協議会		
研修・視察	研修内容	新人スタッフ育成・制度・音問連携の役割/日本福祉のまちづくり学会福祉交通サービス特別研究委員会	ロンドン視察セミナー/肥後センター勉強会/社会福祉士会大会/後援地区域交通会議/「医者さん」に聞く(在宅ターミナルケア)	杉並地域協議会主催マナー研修/認知力向上研修/教室発表会(あえる倶楽部)/市民公開フォーラム「教育のバリエーション」/そとでる事業者連絡会/福まち学舎特別委員会/全国移動ネットワーク総会	1赤巻書大公開講座聴講/障害者の住みよいすぎなみをつくる企画主催講演会		福まち学舎勉強会/いきでほしい鎌田賢講演会/国際福祉機構展(福祉連)	国際福祉機構展(福祉連の高齢者へのお出かけさせ旅を終えよう。報告会) / 東武モーターショー(ユニバーサルデザインインタビュー)	「人こみしゃり道! 休日の渋谷-明治神宮-」/ 研修-表参道通り/研修2次年度以降の研修企画に向け情報収集)	移動円滑化国際セミナー(交通事業者との苦情解決制度について情報収集)/ 横浜移動サービス協議会(移動支援を考慮する(センター機能について情報収集)	多摩市「生活・介護支援サポーター養成講座」/ 回生講座 (外出支援サポーター研修の情報収集) / 移動支援フォーラム「協がいのある人の外出支援について」(今後法制度の変更について情報収集)	横浜移動サービス協議会交流会 移動支援の連携システムづくり(センター機能についての情報収集) / 多摩市「生活・介護支援サポーター養成講座」(外出支援サポーター研修の情報収集)	移動サービスのついで(ユニバーサルタクシー) / 交通基本法に関する情報収集)		
	個人情報に関する研修	個人情報(新人研修)			通常業務の点検			通常業務の点検	通常業務の点検	通常業務の点検			実施規定の見直し		
視察・取材対応・講師派遣			2	1				1	1					5	